

茨城県環境保全施設資金融資制度要項
(いばらきエネルギーシフト促進事業補助金活用者向け利子補給編)

(趣旨)

第1条 知事は、コロナ禍において原油価格等が高騰するなか、再生可能エネルギーの導入を促進し、事業者の負担軽減及び県内産業におけるエネルギーの転換を図るとともに、本県の温室効果ガスの排出削減に資することを目的として、予算の範囲内において、いばらきエネルギーシフト促進事業補助金活用者向けの利子補給金(以下「利子補給金」という。)を交付するものとし、その交付については茨城県補助金等交付規則(昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(利子補給の交付対象者)

第2条 この要項における利子補給金の交付の対象となる者は、茨城県中小企業資金融資制度を利用し、いばらきエネルギーシフト促進事業補助金(「令和4年度いばらきエネルギーシフト促進事業補助金交付要綱(令和4年8月1日制定。以下「令和4年度要綱」という。))により規定する令和4年度いばらきエネルギーシフト促進事業補助金及び「令和5年度いばらきエネルギーシフト促進事業補助金交付要綱(令和5年6月30日制定。以下「令和5年度要綱」という。))により規定する令和5年度いばらきエネルギーシフト促進事業)を活用して自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池を設置した者とする。ただし、茨城県新型コロナウイルス感染症対策利子補給金(「茨城県新型コロナウイルス感染症対策利子補給金交付要項(令和2年4月1日制定)」により規定する茨城県新型コロナウイルス感染症対策利子補給金をいう。)を利用する場合を除く。

(利子補給対象借入金)

第3条 利子補給の対象となる借入金(以下「利子補給対象借入金」という。)は、エネルギーシフト促進事業補助金を活用し自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池を設置する費用に充てるために令和5年12月15日までに金融機関から受けた茨城県中小企業資金融資制度による融資であって、エネルギーシフト促進事業補助金に係る補助対象経費(令和4年度要綱及び令和5年度要綱第6条に規定する補助対象経費をいう。)から補助金額(令和4年度要綱及び令和5年度要綱第14条に規定する交付すべき補助金の額をいう。)を差し引いて得た額を限度とする。

(利子補給率)

第4条 第2条に規定する要件を満たす者に対する利子補給率は10/10とする。

(利子補給の期間)

第5条 利子補給の期間は、次表のとおりとする。

融資を受けた日の属する年度	利子補給の期間
令和4年度	融資を受けた日から令和9年3月31日まで
令和5年度	融資を受けた日から令和10年3月31日まで

(利子補給金の額)

第6条 利子補給金の額は、毎年1月1日(初年度は融資を受けた日)から12月31日(令和9年は3月31日)までの期間(以下「利子計算期間」という。)につき、第3条に規定する利子補給対象借入金に対する利子として金融機関に支払った利子(遅延損害金を除く。)に第4条に規定する利子補給率を乗じて得た額(その金額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額)とする。

なお、利子補給対象借入金に対する利子として金融機関に支払った利子の額は、借入金（エネルギーシフト促進事業補助金に係る融資を含む茨城県中小企業資金融資制度を利用した融資の額。以下同じ。）に対する利子補給対象借入金の割合を、借入金の借入残高（延滞分及び償還期限経過後の債務に係るものを除く。）に係る利子に乗じて得た額（その金額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）とする。

（利子補給金の交付申請）

第7条 利子補給金の交付を受けようとする者は、融資を受けた日の属する年の翌年1月7日までに、いばらきエネルギーシフト促進事業補助金に係る利子補給金交付申請書（様式第1号）に添付書類を添えて、知事に提出するものとする。

（利子補給金の交付決定及び交付）

第8条 知事は、前条の規定により交付申請書の提出があったときは、規則第5条に基づき審査し、交付すべきものと認めた場合には交付の決定をし、いばらきエネルギーシフト促進事業補助金に係る利子補給金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による交付の決定及び通知は、利子計算期間ごとに行うものとする。

3 知事は、前2項の規定により交付の決定をしたときは、利子補給金を交付するものとする。

（申請の取下げ期間）

第9条 規則第8条第1項の知事の定める期間は、前条の利子補給金交付決定通知書の送付を受けた日から30日以内とする。

（変更の届出）

第10条 利子補給金の交付決定を受けた者は、住所又は氏名その他交付申請書に記載した内容に変更があったときは、速やかに、いばらきエネルギーシフト促進事業補助金に係る利子補給金内容変更届出書（様式第3号）により、知事にその旨を届け出なければならない。

（利子補給金の交付の取消し等）

第11条 知事は、前条の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、利子補給金の全部若しくは一部の交付の決定を取り消し、既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 融資を貸付けの目的以外の目的に使用したとき
- (2) 虚偽その他不正の手段により融資を受けたとき
- (3) 融資について、茨城県信用保証協会が代位弁済したとき
- (4) 虚偽その他不正の手段により利子補給金の交付を受けたとき
- (5) 県税の未納があるとき
- (6) 規則又はこの要項に定める事項に違反したとき

付 則

この要項は、令和4年10月4日から施行し、令和4年8月1日以降の融資実行分から適用する。

付 則

この要項は、令和5年4月27日から施行し、令和5年4月1日以降の融資実行分から適用する。

付 則

この要項は、令和5年7月6日から施行し、令和5年6月30日以降の融資実行分から適用する。

茨城県知事 殿

(申請者)
住所又は所在地
氏名又は名称
(法人にあっては商号及び代表者の氏名)
電話番号

いばらきエネルギーシフト促進事業補助金に係る利子補給金交付申請書

いばらきエネルギーシフト促進事業補助金に係る利子補給金を受けたく、茨城県環境保全施設資金融資制度要項（いばらきエネルギーシフト促進事業補助金活用者向け利子補給編）第7条の規定に基づき、令和____年 から 令和____年 までの分の利子補給金の交付を、下記により申請します。

申請に当たっては、茨城県と融資を受けた金融機関の間で、利子補給金の交付のために必要な情報の交換をすることに同意します。

また、申請後に申請書記載の内容に変更が生じた場合、速やかに報告します。

記

借入資金名	
借入金	円
融資実行日	令和 年 月 日
借入期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
融資の返済口座（※利子補給金の支払先は返済口座と同一の口座になります。）	
金融機関名	
本・支店名	
預金種別 (該当する項目に○を付けてください。)	普通 当座
口座番号	
(フリガナ)	
口座名義	

※上記記載内容に漏れや誤りがある場合、利子補給金の支払いができないことがあります。

いばらきエネルギーシフト促進事業補助金

交付決定年月日・文書番号	令和 年 月 日 号
交付決定額	円

(添付書類)

1. 融資認定書の写し
2. 返済予定表の写し
3. 県税納税証明書（県税に未納がないことを証する納税証明書）※申請前1ヵ月以内に発行されたもの

第 年 月 日 号

殿

茨城県知事

印

いばらきエネルギーシフト促進事業補助金に係る利子補給金交付決定通知書

令和 年 月 日交付申請のあった上記利子補給金については、茨城県補助金等交付規則第5条の規定に基づき、下記のとおり決定したので同規則第7条の規定により通知する。

記

交 付 決 定 額	円
利子補給対象借入金※	円
利 子 計 算 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで
備 考	金融機関名： 融資名： 融資金額： 融資実行日：

※ 利子補給対象借入金は借入金のうち、以下により算定した額を限度とする。

いばらきエネルギーシフト促進事業補助金の確定額 (a)	円
いばらきエネルギーシフト促進事業補助金に係る補助対象経費 (b)	円
利子補給対象借入金の限度 (b-a)	円

